

累積投資約款（包括）

第1条 定義等

1. 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様（以下「申込者」といいます。）が振替決済口座に記載又は記録された投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として投資信託受益権を取得することをいいます。
2. 投資信託の累積投資のために、個別に前記1. に定める金銭を分別する口座を「自動けいぞく投資口座」といいます。
3. 本約款に別段の定めがない取扱については、投資信託受益権振替決済口座管理約款および各累積投資コースの投資信託累積投資約款の定めるところにより取り扱います。

第2条 包括的累積投資契約の申込

累積投資取引については、当行所定の申込書に必要事項を記入し、届出の印章により署名捺印（または記名押印）のうえ当行に提出することにより包括的な累積投資契約の申込を行ってください。

第3条 各累積投資契約の申込

1. 各累積投資コースの第1回目の払込金の払込みをもって各累積投資契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに各累積投資コースの自動けいぞく投資口座を開設いたします。
3. 上記1. にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第4条 保管及び管理

1. この契約により買付けられた投資信託受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めにしたがい、振替決済口座に記載又は記録します。
2. 当行は、当該保管にかかる投資信託受益権につき、口座管理料を申し受けることがあります。

第5条 果実の再投資

累積投資取引に係る投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当行が受領し、各累積投資コースの累積投資約款に定められた方法により、その全額をもって買付けます。

第6条 返還

1. 当行はこの契約に基づく投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは換金のうえ、その代金から手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に入金します。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行なうものとします。

第7条 解約

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の投資信託を第6条に準じて当行において、換金の上、指定口座に入金いたします。

第8条 申込事項等の変更

1. 改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条 その他

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(2020年4月1日現在)